

## くらしとこころの総合相談会（兵庫県神戸市）

**【概要】**

新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、失業や休業等の労働問題や生活問題を要因とする自殺を未然に防止するために弁護士による法律相談と併せて、メンタルヘルスに関する相談の機会を設ける必要があることから本事業を実施する。

ハローワークを会場として相談を実施することで、勤労世代を中心とした様々な悩みを抱える人の早期解決への支援や心理的支援を行うことで自殺を未然に防ぐ。

**【大綱の分類】**

7 社会全体の自殺リスクを低下させる

**【政策パッケージ分類】**

重点4（1）失業者等に対する相談窓口等の充実

**【事業実施年度】** 2020年度

**【事業予算】** 1,801,000円

**【利点】**

- ▼法律相談とメンタルヘルスに関する相談を同時に1か所で行っており、効率よく利用できる
- ▼普段は利用に躊躇する弁護士などの専門家との相談を無料で利用できる
- ▼ハローワークと連携することで、勤労世代に対する広報等の協力を得ることができる

**【実施に至るまで】****ハローワークを会場とする理由**

- ①新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動や社会生活へ影響が生じている。
- ②ハローワークには失業や廃業に追い込まれた働く世代が求職活動のために多く集まることから、働く世代を中心に支援することができ、結果として、生活基盤が整い家庭環境の安定につながる。

**計画を立てる上での工夫**

- ①雇用問題とメンタルヘルスは常に隣合わせであることから、同時に相談できる機会を設けた。
- ②利用者に適切な助言を提供するため、相談対応は弁護士や保健師、公認心理師などの専門家とした。
- ③予約なしでも利用できるようにした。
- ④案内チラシを各支援機関に配布、周知した。
- ⑤ハローワーク内の目立つ場所に相談会の案内チラシを配架した。
- ⑥相談日当日は、会場内で相談会開催のアナウンスを複数回行うことに加え、ハローワーク内の一角に本センターのブースを設け、相談会のポスター掲示や啓発用パンフレットを展示することで多くの来所者の目に留まるように工夫した。
- ⑦昼食時間に関係なく利用できるようにするため、「くらしの相談」は弁護士を午前と午後に分けて配置し、「こころの相談」は保健師、公認心理師等を常時交代できるよう2名配置した。
- ⑧弁護士の配置は県弁護士会と調整。担当弁護士の決定や報酬交付に必要な書類の提出などは県弁護士会に依頼した。

**事業の具体的な内容（取組）**

- ▼原則、毎月第1・3水曜日実施
- ▼相談時間は10時～16時
  - ・相談内容に応じた助言や、支援機関の紹介を行う。
- ▼市ホームページや案内チラシで周知
  - ・別途、記者発表も行った。

**【成 果】**

- ▼2020.7～2021.3 の間に18回開催
- ▼相談総件数141件（くらしの相談：66件 こころの相談：75件）
- ▼仕事や経済的問題などの生活上の悩みとそれによる心理的ストレスについての相談ができる窓口として、働く世代を支援することに一定の実績を上げることができた。

**【補 足】**

- ▼特になし

**【課 題】**

- ▼ハローワーク内のアナウンスを聞いて利用する方が大半のため、広報手段の検討が必要である。

【事業種別】	失業者等に対する相談窓口
【準備期間】	3カ月
【人 数】	75人
【人口規模】	1,522,000人
【財政規模】	440,000,000,000円
【自治体負担率】	50%（地域自殺対策強化交付金）
【事業対象】	働く世代
【支援対象】	働く世代
【委託の有無】	無し
【実施主体・問合せ先】	神戸市健康局保健所精神保健福祉センター TEL：078（371）1900 Mail：kobekoronokenkouc@office.city.kobe.lg.jp

**【参考資料・文献】**

1. 神戸市 HP  
URL：<https://www.city.kobe.lg.jp/a37430/kenko/health/kokoro/life/index.html>